

第2回定例会

令和4年3月15日開会

令和4年3月22日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和4年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年3月15日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報 告 第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発 議 第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発 議 第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 決議案第 1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的解決を強く求める決議
(案) について
- 第 8 承 認 第 1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度小清水町一般会計補正予算（第8号））
- 第 9 議 案 第 6号 小清水町コンプライアンス推進条例制定について
- 第10 議 案 第 7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議 案 第 8号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議 案 第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議 案 第10号 小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議 案 第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議 案 第12号 小清水町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第16 議 案 第13号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議 案 第14号 小清水町住民センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議 案 第15号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議 案 第16号 子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議 案 第17号 令和3年度小清水町一般会計補正予算（第9号）について
- 第21 議 案 第18号 令和3年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第22 議 案 第19号 令和3年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議 案 第20号 令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第24 議 案 第21号 令和3年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第25 議 案 第22号 令和3年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について
- 第26 議 案 第29号 土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更について
- 第27 議 案 第30号 網走市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 第28 議 案 第31号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 第29 同 意 第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第30 議 案 第23号 令和4年度小清水町一般会計予算について
- 第31 議 案 第24号 令和4年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第32 議 案 第25号 令和4年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第33 議 案 第26号 令和4年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第34 議 案 第27号 令和4年度小清水町簡易水道事業会計予算について
- 第35 議 案 第28号 令和4年度小清水町農業集落排水事業会計予算について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和4年第2回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

2番 鬼塚 茂 議員 9番 木戸 寛治 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。

○議会運営委員長（森浩君）それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和4年第2回町議会定例会を開催するに当たり、去る3月8日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会する定例会の会期、運営等について慎重に協議をいたしました。本定例会に付議されました提出議案等については、配付されております日程表のとおりであります。

以上、提出議案等の内容を慎重に審査し判断いたしまして、本定例会の会期は、本日3月15日から同22日までの8日間とすることが妥当であると判断いたしております。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期8日間であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。よって、会期を本日から3月22日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを添付しております。そのほかに令和2年度財政状況を配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

3月も折り返しの日となりました。日中の暖かさによって雪解けも進み、足早に春の訪れを感じております。このまま穏やかに経過し、実り多い新年度を迎えられることを願うところであります。

そうした本日、令和4年第2回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜り、ここに開会できますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例町議会に御提案させていただきます案件でございますが、初めに、承認案件は、本町初のオリンピック選手となられた小坂凜さんの応援費用を追加する補正予算を専決処分しましたので、その承認1件。

条例関係でございますが、信頼される市政の確立等を目的とするコンプライアンス推進条例の新規制定1件のほか、人事院勧告に準拠した給与等の改正、法律等の改正や機構の見直しなどによる条例の一部改正10件、人事案件ではオホーツク町村公平委員会委員の選任同意1件、そのほか同委員会及び土地改良事業の事務委託に関する規約の変更2件と定住自立圏形成に関する協定の締結1件。

予算関係では翌年度に繰り越して実施する事業予算の追加のほか、最終執行見込みによる計数整理を含めた各会計補正予算6件。

令和4年度当初予算は一般会計予算をはじめ、各会計予算6件。

以上、28件について御提案することとしております。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます、定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので御了承願います。

別途お配りしております行政報告書1ページ、新型コロナウイルスワクチンの接種事業でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、引き続き、小清水赤十字病院の全面的な御協力を頂き、現在、3回目の接種を実施しているところであります。本年2月末までの接種の実績でございますが、先行いたしました医療従事者、高齢者施設入所者、従事者に、65歳以上の接種者を加え、1,071人となりまして、接種の対象者3,542人に対しまして30.2%の接種率となっております。引き続き3月以降も集団接種の機会を確保しているところでありまして、報告書に記載はございませんが、今月の9日までに町内接種会場において764人、ほかに町外で76人が接種を受けられ、3月9日現在1,911人、接種対象者の54%の町民の皆様が3回目接種を終えられたところであります。

今後におきましても、ワクチン接種を希望する全ての町民の皆様が接種を受けられるよう、引き続き、小清水赤十字病院の御協力を頂き、斜里・清里両町とも連携しながら、接種の機会を確保してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

初めに、高橋隆文総務文教常任委員長の報告を求めます。

5番、高橋隆文議員。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君） 総務文教常任委員会より御報告を申し上げます。

議案書5ページ、別紙1を御覧願います。

令和3年3月9日開会の第2回定例会におきまして、本委員会に付託された事件につきまして、記載どおり令和3年3月10日から令和4年3月9日の14日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、自治会活動状況やふるさと納税の状況をはじめとして、教育委員会所管施設の現状、さらには一般廃棄物最終処分場などについて、現地調査及び各担当者から説明を受けたところでございます。

それらの調査を終了いたしまして、以上、総務文教常任委員会の調査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君） 次に、工藤孝一経済厚生常任委員長の報告を求めます。

6番、工藤孝一議員。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）経済厚生常任委員会より御報告いたします。

議案書6ページ、別表2を御覧願います。

令和3年3月9日開会の第2回定例会において、本委員会に付託された事件につきましては、記載のとおり11日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、農作物の作況調査や小水力発電事業の進捗状況をはじめ、農業振興拠点施設、さらには認定こども園などについて現地調査及び各担当者から説明を受け、調査を終了いたしました。

以上で、経済厚生常任委員会の調査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員長の申出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員長の申出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎決議案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、決議案第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的解決を強く求める決議（案）を議題といたします。

提出者、森浩議員の説明を求めます。

4番、森浩議員。

○4番（森浩君）それでは、決議案第1号について、読み上げて提案説明をいたします。

ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的解決を強く求める決議（案）。

本年2月24日からのロシア連邦によるウクライナの侵略行為は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、武力の行使を禁ずる国際法に違反し、国連憲章にも反するものである。力による一方的な現状変更の行為は、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがす暴挙である。

よって、小清水町議会は日本国憲法が掲げる平和民主主義の下、国際社会の恒久平和を訴えつつ、ウクライナの主権を支持することを改めて表明し、ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難するとともに国際法を遵守し、軍の即時撤退と平和的解決を行うよう強く求める。

以上、決議する。令和4年3月15日、北海道斜里郡小清水町議会。

趣旨に御賛同いただきますよう、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

決議第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、決議案第1号、原案のとおり可決されました。

◎承認第1号

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、承認第1号、専決処分した事件の承認について(令和3年度小清水町一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長(石丸寛之君) ただいま上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について(令和3年度小清水町一般会計補正予算(第8号))を御説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、昨年12月31日、日本スケート連盟より北京冬季五輪代表選手が発表され、本町出身の小坂凜氏が見事、集団走で順位を競うマススタート種目の選手として内定したところでございます。本町といたしましては、初の五輪選手となる小坂氏を町としてできる範囲で応援することとし、同選手の出身校である小学校及び中学校の児童生徒と実家がある水上自治会に対して応援グッズを配布するほか、庁舎、商工会、ふれあいセンター、道の駅の4か所に掲示する懸垂幕及び公共施設等に掲示する同選手の応援ポスター作製に係る所要額134万7千円、あわせて町民有志で組織した小坂凜後援会に対する運営助成金として25万円を、10款教育費6項1目保健体育総務費にそれぞれ追加計上、開催までの期日が限られておりますことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書14ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ159万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億361万4千円としたものでございます。

議案書19ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、10款教育費6項保健体育費で10節需用費消耗品と印刷製本費合わせまして134万7千円を追加、18節小坂凜後援会助成金25万円を追加したものでございます。

議案書戻りまして、17ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、10款地方交付税1項1目地方交付税は、財源調整分といたしまして普通交付税159万7千円を追加計上したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

承認第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認されました。

◎議案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第6号、小清水町コンプライアンス推進条例制定についてを議題といたします。説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第6号、小清水町コンプライアンス推進条例制定について、説明をさせていただきます。

議案書20ページからとなります。

本条例は、近年、地方公共団体において職員の犯罪行為、法令違反、不適切な職務執行等の事例が散見され、これが住民の行政不信につながることから、本町においても公正な職務の遂行を確保し、住民に信頼される町政執行につなげるため、職員の法令遵守や倫理の確立を図るとともに、職員の主体的かつ創造的な職務遂行を目指し、コンプライアンス推進条例を制定するものであります。

本条例の制定に当たっては、国家公務員倫理法をはじめ、近隣市町で既に制定されております条例等を参考に条文を整理いたしました。

それでは、条例の具体的な内容について説明をさせていただきます。

まず、第1条でございますが、条例制定の目的について定めております。

目的につきましては、先ほども御説明したとおり、町のコンプライアンス体制に関し、必要な事項を定め、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を定めることにより、町民に信頼される町政を確立することであります。

第2条においては、条例の用語の定義について定めております。特に、同条第5号に掲げるコンプライアンスの定義については、職員が法令等を遵守するとともに、高い倫理観を持って町民の期待に応えるため、創造的かつ主体的に職務を遂行することとし、コンプライアンスを単なる法令遵守と捉えず、職員倫理、さらには職員一人一人が高い目的意識を持って主体的に町民からの要請に機動的に応えられるよう、概念として定めております。そのほか職員、職員等任命権者、法令等不祥事件、公益通報、不当要求行為、働きかけの定義をそれぞれ定め、条例の解釈にそご、疑義が生じないようにしているところでございます。

続いて、第3条ですが、職員倫理の代表的な原則、倫理高揚、公平公正、私的利益の禁止、受贈禁止等を定めております。

第4条については、第3条の倫理原則に従い、信用失墜行為とならないよう不正な行為防止や早期発見など職員の責務を定め、第5条においては、任命権者の責務として町長をはじめとする任命権者は、組織が住民の要請に応えられるように動いているか常に検証し、必要があればその改善を行うとともに、社会の要請に合った実行性のある組織体制を整備していくことを責務としており、また、これに併せて職員の能力を最大限に引き出すため、行政事務、法務、政策事務等に関する知識、技能に関する研修の実施を責務として明文化しております。

第6条においては、管理監督者の責務について定め、犯罪行為、違法行為などの不祥事が発生しやすい土壌を常に改善していく必要があるため、管理監督者は部下、職員に指導や助言をするとともに、職場環境に目を向け、業務の点検評価、リスクを把握することで事務事業の改善を実施すること、また、職員の能力に合った職務負担均衡等による職員一人一人が健康に創造力を発揮できる良好な職場環境の整備をしなければならない責務を定めております。

次に、第7条では、町政を支えていただく町民の皆様において公平公正な職務遂行に御協力をいただき、第8条では、何人も公正な職務を損なう不当要求行為などをしてはならないと定めております。

第9条から第11条は、本条例に定めるコンプライアンス確立の仕組みを維持、管理し、その向上を図っていくため委員会を設置し、会の所掌事務、権限等を定めております。なお、委員会の構成につきましては、本条例の施行規則において、副町長を委員長とし、その他の委員は町長が任命する職員合わせて5名で構成し、調査内容等で必要に応じて弁護士等の有識者に対し、意見を求めることができるものとしております。

委員会の権限につきましては、第11条に定めるとおり、不祥事件、公益通報等関係者の聴取のための出席要求、資料の提出要求、事実陳述要求、鑑定等の要求権、不祥事件是正措置勧告権などとしてござい

ますが、これらの権限のうち、委員会の調査権、これにつきましては、刑事訴訟法など法律が定める捜査権等が当然に優先されることとなります。

また、第12条においては、コンプライアンス委員会と監査委員会の連携について定めております。監査委員は地方自治法に定めるとおり、町の財務に関する事務経営に関わる事業の管理、事務の執行等、広範な監査権を有しておりますことから、必要があると認めるときは自ら監査が実施でき、委員会は必要に応じて監査委員に監査をお願いするなど、連携を図っていくものであります。

なお、コンプライアンス委員会の調査と監査委員の監査が競合した場合は、当然に地方自治法に定める監査委員の監査が優先されることとなります。

第13条は、委員会の調査審議の手続の非公開を定めております。

委員会は公益通報の不祥事件等関係者の保護措置を図る必要や調査内容を秘匿する必要があることから、原則非公開を定めております。ただし、第14条において、審議結果等については速やかに公表する手続を定めております。

続いて、第16条でございしますが、職員が万が一業務を遂行する際に職権乱用、収賄、詐欺、背任横領などの犯罪行為や法令等違反行為など、町の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為などを起こした場合には、町長をはじめとする任命権者が速やかに事実関係を明らかにし、原因の分析、責任の明確化、是正措置を行うことで再発防止や組織の改善等、是正措置を図っていくための不祥事件の処理手続を定めており、任命権者は第17条に定めるとおり、コンプライアンス委員会に不祥事件の調査を依頼することができる旨、定めております。

次に、第18条から第21条は、公益通報に関し定めております。

公益通報は、公益通報者保護法により公益通報を受けた行政機関の調査義務及び措置業務が定められていますが、本条例においては、保護法に定めのない公益通報の処理手続を定めております。今回、条例に規定するものは職員等からの公益通報、いわゆる内部通報に関するものですが、外部からの通報であっても公益通報者の保護法の規定により、町の事務権限に属する公益通報については調査し、事実であれば、この条例に定める不祥事件として取り扱うこととなります。

それでは、公益通報の条項について説明をいたします。

第18条において、職員等は公益通報相談員を通じてコンプライアンス委員会に公益通報することができ、職員等とは一般職員、会計年度任用職員のほか、町の業務を受託している者や指定管理者、派遣職員等々、第2条に定義をしてございます。

第19条においては、通報者の保護措置を定め、公益通報者保護法には地方公務員の不利益取扱い禁止や派遣職員の契約解除無効等が定められておりますが、本条例では、通報者の秘匿や不利益を受けた場合の改善措置等を定めております。

第20条は、通報を受けた委員会の調査、報告、連絡、通知等の手続について定めております。

第21条は、公益通報が事実であった場合、任命権者の行為是正と再発防止措置、不利益取扱いの防止等を講じる旨、定めております。

次に、第22条から第24条までは、不当要求行為及び働きかけに関し定め、これらの行為を受けたときの処理手続を定め、不当な要求等への対応や特別扱いとなるような事務処理を抑止し、公正公平な職務を担保しようとするものでございます。

最後に、第26条に、本条例に定める不祥事件、公益通報、不当要求行為、働きかけの概要及び制度の運用状況を毎年度公表する規定を設け、本制度の状況を町民に周知することで様々な意見を聴取し、さらなるコンプライアンスの確立に努めていこうとするものでございます。

本条例の施行期日につきましては、附則に定めるとおり公布の日からとしております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したい

と思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第7号 乃至 議案第9号

○議長(坂田秀昭君) 日程第10、議案第7号ないし日程第12、議案第9号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長(細川正彦君) ただいま上程されました議案第7号ないし議案第9号について一括して御説明申し上げます。

内容につきましては、令和3年人事院勧告に準ずる期末手当の支給月の改定に伴う関係条例の改正でございます。

議案書の29ページから、また別途お配りしております資料、令和3年人事院勧告に関する条例改正概要及び新旧対照表を併せて御覧願います。

資料の1、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正及び2の小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正につきましては、いずれも令和3年度支給の期末手当を引き下げるもので、年間の支給月数を現行の「4.45か月」から0.15か月分を引き下げ、「4.30か月」とする内容となっております。

本改正につきましては、本年度の期末手当が既に支給されておりますことから、国家公務員に準じ、令和4年6月手当より、本年度に減じることとなる0.15か月分に係る額を減じる旨、特例措置として附則で定めるものでございます。

次に、3の職員の給与に関する条例の改正でございますが、一般職員の期末手当についても特別職と同様に年間の支給月数を一般職員0.15か月分、再任用職員0.1か月引き下げることとし、現行期末手当の支給月数6月及び12月ともに一般職員は「1.275か月分」を「1.2か月」に、再任用職員は「0.725か月」を「0.675か月」に改正するものでございます。

本年度は、特別職と同様に既に期末手当の支給がされておりますことから、令和4年6月に支給する期末手当より、本年度に減じることとなるそれぞれに応じた月数分に係る額を減じる旨、特例措置として附則として定め、本改正に伴う勤勉手当を合わせた年間の期末勤勉手当の支給月数は、一般職員は「4.45か月」から「4.30か月」、再任用職員は「2.35か月」から「2.25か月」となるものでございます。

改正する各条例の施行期日は、附則の第1条で公布の日からとし、第2条は先ほど御説明いたしました本年度に減ずる額を令和4年6月より減ずる特例措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第10号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第10号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書の33ページ及び別途お配りしております新旧対照表を併せて御覧願います。

本条例につきましては、昨年11月に閣議決定されました「コロナ・克服新時代開拓のための経済対策」におきまして、保育士、幼稚園教諭を対象に賃上げ効果が継続される取組を前提として収入を3%程度、月額9千円程度引き上げるための措置を2月より前倒しで実施するということとされたことを踏まえ、本町の会計年度任用職員として勤務される保育士の処遇改善を行うこととし、新たに処遇改善手当を設け、月額9千円を支給する改正を行うものであります。

改正する条例の施行期日は公布の日からとし、本年2月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第10号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書の34ページ及び別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例につきましては、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等々、仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うため、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されることから、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められている地方公務員法第24条第4項の規定に基づき、本町も国と同様の取扱いとし、非常勤職員（会計年度任用職員）に関する規定を追加する所要の改正を行うものであります。

改正条例の内容でございますが、第2条につきましては、任期満了や引き続き採用されないことが明らかなど、育児休業を取得することができない非常勤職員に関する規定を追加。

新旧対照表の2ページ目となります。

第2条の3は、育児休業法第2条第1項の条例に定める日として育児休業を取得できる期間を定め、対照表の4ページになります。

第2条の4では、法第2条第1項に基づき、養育が困難となったなど、特に必要と認められる場合は

2歳までの育児休業が取得できる旨、規定するものであります。

第3条及び第4条は、再度の育児休業を取得することができる特別な事情に、保育所等への入所希望を行っているが入所できない場合などを追加し、第6条から第13条は文言等の条文整備を行うものであります。

対照表の7ページとなります。

第23条及び第24条は、部分休業に関する規定に非常勤職員の規定を追加。

次のページとなります。

第27条及び第28条につきましては、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するに当たり、必要な措置として制度周知をはじめ、不利益な取扱い禁止など所要の規定を追加するものであります。

最後に、附則といたしまして、改正条例の施行期日を国家公務員と同様に本年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。今、説明がございました職員の育児休業に関する条例の一部改正、会計年度任用職員の方が毎年度更新していますが、そういう会計年度任用職員についての産後の有給休暇はたしか8週だと思ったんですが、その有給休暇の8週をこういった今度の一部改正する、養育する休暇の日数に含まれるのでしょうか。現在既にある有給8週についてのその期間を含むということになるんですか。それはまた別なんでしょうか、お示しいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）お答えいたします。

産前産後の8週とは別に育児休業というのは制度設けられますので、1歳までというのが原則なんです。それに先ほど申し上げた特別な事情がある場合については、最大2歳まで育児休業が産前産後とは別に取りれるということで御理解いただければと思います。

○6番（工藤孝一君）分かりました。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第12号、小清水町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第12号、小清水町課設置条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書の40ページ及び別途お配りしております新旧対照表を併せて御覧願います。

本条例につきましては、平成25年12月議会において、当時国における子供の教育、保育、子育て支援を総合的に行うとの考え方を受け、質の高い乳幼児期の教育及び保育の総合的な提供や待機児童対策の推進及び地域の子育て支援の充実を図る仕組みを構築するため、子育て支援課を新たに設け、改正条例の

議決をいただき、これまで事務事業を実施してまいりましたが、この間、母子保健法の改正もあって妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援が分断されることなく提供される体制づくりが求められております。そのため、妊産婦や乳幼児期の健康等も含め、包括的に途切れることのない子育て支援体制の構築を目的として、現行の保育所業務と子育て支援等の業務の所管を見直すこととし、子育て支援課を廃止の上、保育所業務は保育所設置条例に基づき、子育て支援等の業務については、母子保健事業から相談支援、給付サービスなど総合的に支援する体制を保健福祉課において担うこととするため、第1条として、小清水町課設置条例より子育て支援課を削除するほか、より事務の効率化が図られるよう分掌事務の一部を見直すこととし、それぞれ所要の改正を行うものであります。

次の第2条の改正につきましては、子育て支援課の廃止に伴い、子ども子育て会議の所管を保健福祉課に改正するものであります。

改正する条例の施行期日は、令和4年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第13号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）ただいま上程されました議案第13号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書では41ページになります。

本改正条例につきましては、国においてデジタル時代を見据え、署名主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題とされ、押印方式の見直しがされてきております。

このような中、令和2年12月には内閣府より「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を示され、また役場庁舎内においてもデジタル化推進検討委員会を設置し、事務のデジタル化をはじめ、押印の見直しについて協議を進めてきたところ、押印規定のある固定資産評価審査委員会条例について見直しを図り、関係する規定について改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

第4条では、地方税法に基づく審査の申出方法を規定してございますが、第4項の申出人からの書類の押印規定を廃止するため、第4項を削除し、第5項及び第6項をそれぞれ第4項及び第5項に繰り上げるものでございます。

第8条第5項では、口述書への押印の廃止をするものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したい

と思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第14号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、議案第14号、小清水町住民センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長(牧野尚樹君) ただいま上程されました議案第14号、小清水町住民センター条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書42ページになります。

本改正条例につきましては、浜小清水・止別公民館について、住民のための実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う施設である公民館として位置づけられていたものでありますが、近年では住民活動の推進を図り、もって地域社会の発展と生活文化の向上に資する施設である住民センター機能としての利用がほとんどであり、また施設の運営上においても他の各住民センターと同様に扱うことが効率的であることから、両施設とも公民館から住民センターへ用途変更を行うこととして関係する規定を整備するものでございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

第2条でございますが、住民センターの名称及び位置に浜小清水、止別公民館を住民センターとして位置づけするための規定を追加するものでございます。

2ページになりますが、第7条では、住民センターの使用料は原則徴収しないものでありますが、浜小清水・止別の両施設につきましては、指定管理者により管理運営されており、設置目的以外の使用など、特別な場合の使用料は徴収できる規定を加えるとともに、第2項においては、特別な場合に使用した使用料を減額することができる規定を追加するものでございます。

第12条では、浜小清水・止別公民館は、指定管理協定書をそれぞれ公民館運営協議会及び自治会連合会と締結し、管理運営がなされているため、指定管理者への適用規定を追加するものでございます。

新旧対照表、3ページから4ページの別表につきましては、用途変更となる2施設の各研修室等の使用料金を定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を本年4月1日とし、第2項では小清水町公民館設置及び管理に関する条例の廃止、第3項では、公民館条例の題名を条文としている「教育委員会法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」第1条を削除とする規定、第4項では、経過措置として公民館条例の廃止までに手続された申請等に対して、公民館条例失効後は、本条例によるものと見なす経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

3番、瓜田新一議員。

○3番(瓜田新一君) もう一度お願いしたいんですけども、住民センターは、利用料は取らないというんですか、浜小清水と止別は住民センターになっても指定管理者が置いているんで利用料を取るちゅうことなんですか、そういうことでよろしいんですか。

○議長(坂田秀昭君) 牧野町民生活課長。

○町民生活課長(牧野尚樹君) 現状において、住民センターにおいて利用料徴収はしておりません。ただし、新旧対照表にあるとおり、目的外使用がある場合、住民センターにおいても多いのは葬儀です。葬儀関係においては、使用料は頂いているところです。

同じように現在の公民館においても葬儀の活用がなされた場合の利用料が、9割以上を占めているとい

うのが現状でありまして、一般の利用で利用料を取っているというのは現状ではないというところです。公民館についてもありません。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。今まで公民館としてなっていて、これから住民センターとなる。地域の同意も得られているようではすけれども、公民館としてはいろいろ取決めちゅうですか、公民館はこういう事業をなさないとかいろいろ細かくうたっているんですけども、今までそれがなされてこなかったので住民センターにするということなんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えさせていただきます。

公民館活動、そういうことをやってきていないということではなくて、町の中の中央公民館もそうありますが、複合庁舎を建てるために解体をさせていただきました。その公民館機能については、町全体として愛ホールに移していくという考え方でございます。実際に浜小清水、止別についても、昔においては公民館活動もやられていたところがありますけれども、近年においては、先ほど提案説明にあったとおり、住民センターとしての活用がほぼ100%、全てでございます。

そのようことから、公民館という形ではなくて、一応、用途変更として住民センターということで位置づけて地域の拠点として、さらに活動いただきたいということでございます。

それぞれの止別、浜小清水、それは全地域でありますけれども、公民館活動については全て愛ホールで今後も展開をさせていただきますので、一定程度公民館の役割は終えたと、また実際の利活用についても住民センター機能としての活用がほとんどであるということから、今回、用途変更をさせていただくと。

また、先ほどの提案説明でありましたけれども、施設の管理運営上についても各地域の住民センターで一括管理することが合理的であるという判断から、このような改正をさせていただくものでございます。御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第14号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第15号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま上程されました議案第15号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は45ページからになります。

本条例の一部改正につきましては、令和4年4月1日から施行される国民健康保険法施行令等の関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

初めに、ページ飛びまして、3ページ、第24条の3でございますが、未就学児に係る国民健康保険料の均等割額を5割軽減する措置に関する規定を追加するものでございます。

1ページに戻りまして、第13条では、ただいま御説明いたしました軽減措置の条文追加と法律の条項追加に伴う条文の整理でございます。

次に、賦課限度額の改正でございますが、第17条6において、国民健康保険料の賦課額のうち、基礎賦課額における限度額を「63万円」から「65万円」に改正するものであります。

2ページの第17条の6の12では、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を「19万円」から「20万円」に改正するものであります。

次に、賦課限度額の改正に伴う低所得者の保険料軽減措置の改正でございますが、第24条において、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、引上げ後の限度額を準用する規定の改正を行うものでございます。

次のページの第3項及び第4項につきましても、基礎賦課額の限度額引上げに伴う準用規定を改正するものであります。

最後に、附則でございますが、第1項は改正条例の施行期日を、第2項は本改正規定について令和4年度以降の保険料から適用する経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第16号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第16号、子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま上程されました議案第16号、子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は48ページからになります。別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例の一部改正につきましては、令和4年4月1日から施行される民法の一部改正により、婚姻による成年擬制に関する規定が削除されたことに伴い、これに関する所要の改正を行うものであります。

第3条でございますが、民法改正において、婚姻年齢が男女とも18歳とされ、二十歳に満たない者が婚姻により成年に達したものと見なすとしていた成年擬制に関する規定が削除されたことに伴い、第3号に規定している婚姻した者を削除するものであります。

最後に、改正附則でございますが、この改正条例の施行期日を令和4年4月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。なお、本会議は10時45分より再開いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎議案第17号 乃至 議案第22号

○議長(坂田秀昭君) 日程第20、議案第17号ないし日程第25、議案第22号、令和3年度小清水町一般会計補正予算(第9号)について、令和3年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、令和3年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、令和3年度小清水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、令和3年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長(石丸寛之君) ただいま一括上程されました議案第17号ないし議案第22号小清水町各会計補正予算について、初めに、令和3年度小清水町一般会計補正予算(第9号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,027万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億6,389万3千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正は、2款総務費で国の社会保障税番号制度システム整備事業の繰越しに伴います住民記録システム改修事業、4款衛生費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した第5弾目となります町内経済活性化事業、次の小清水で泊まろうキャンペーン事業及び感染症予防対策事業、同じく衛生費で、国のワクチン接種対策費国庫負担金等を財源として実施する新型コロナウイルスワクチン接種事業、10款教育費は、小中学校の感染症対応として措置された学校保健特別対策事業費補助金を活用する学校保健特別対策事業を小学校費、中学校費にそれぞれ追加計上。

以上、7件につきまして、翌年度に予算を繰り越し、事業の執行を行うこととし、追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正の変更は、事業費の確定に伴いまして、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。5件全てが過疎対策事業債でありまして、合計で2,870万円減額し、令和3年度発行限度額を1億4,280万円とするものです。

次に、歳出予算ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によります一部中止、縮小を含めました執行見込残額や、事業費確定による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみ説明をさせていただきたいと存じます。

議案書17ページをお願いいたします。あわせて主要施策調を御覧ください。

初めに、1款議会費1項1目議会費8節旅費は、執行見込額確定に伴い35万円減額計上するものです。

2款総務費1項1目一般管理費3節職員手当等につきましては、先ほど議案第10号において御議決いただきました会計年度任用職員の保育士に係る処遇改善手当として30万6千円の追加計上。8節旅費から次の2目町民活動推進費まで執行見込額確定による減額、4目財産管理費は24節積立金で、普通交付

税の追加交付及び歳出執行見込額の減少などにより生じます一般財源余剰分につきまして、防災拠点型複合庁舎をはじめとする今後予定する認定こども園整備事業に向け、将来の財政運営を円滑に進めるため積み立てることとし、公共施設整備基金に1億5千万円を追加、去る3月1日に東海林文男氏より認定こども園の整備に対する指定寄附として300万円の御寄附があったのを受け、後年度整備に活用させていただくこととして、同額を公共施設整備基金に積み立てるものでございます。

次の、ふるさと事業基金積立金は、ふるさと納税につきまして当初見込みを上回る寄附が寄せられたことを受け3千万円追加。6目企画広報費から次のページ、12目防災拠点型複合庁舎整備費まで執行見込額確定に伴い、それぞれ減額計上しております。

総務管理費計で、1億6,787万5千円追加計上するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料、下段の住民記録システム改修業務委託料は、第2表、繰越明許費補正で御説明申し上げました国の社会保障税番号システム整備事業の繰越しに伴う事業でございます。262万9千円を追加し、全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次の、4項3目衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、1節報酬から14節工事請負費まで事業費確定に伴い、合計で129万9千円を減額計上。

次のページ、主要施策調は3ページ目になります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費で、18節負担金補助及び交付金、障害程度区分認定審査会負担金は、審査件数の増加等によりまして4万5千円を追加計上。社会福祉協議会補助金及び19節扶助費につきましては、執行見込額確定に伴う減額。3目老人福祉費及び5目地域安全対策費は、執行見込額確定に伴い、それぞれ減額計上。8目介護保険対策費18節負担金補助及び交付金、利用者負担軽減対策事業費補助金は、施設利用者の入れ替わりによる自己負担額の増加に伴い50万円を追加計上。27節繰出金は、介護保険特別会計の事業予算見込額により413万円を減額、社会福祉費計で938万9千円減額計上するものです。

次のページになります。

2項2目児童措置費は、執行見込額確定により児童措置費合計で266万円の減額、3目子育て支援費18節負担金補助及び交付金、幼稚園教諭等処遇改善事業交付金は、幼稚園教諭の処遇改善を目的として、小清水幼稚園に対しての交付金19万8千円を追加計上。4目保育所費及び5目へき地保育所費は、それぞれ執行見込額確定による減額とし、児童福祉費計784万2千円減額計上するものでございます。

次に、主要施策調は8ページをお開きください。

4款衛生費1項2目健康推進費12節委託料、予防接種業務委託料は、インフルエンザワクチン接種者の減などによりまして400万円の減額、3目母子衛生費は、執行見込額確定に伴い、母子衛生費計で160万円を減額。

次に、4目医療保険費18節負担金補助及び交付金、後期高齢者医療広域連合負担金は、コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより、令和2年度分の医療費が減額となったことを受けた事業費精算により1,130万7千円の減額計上とするものです。

次のページをお願いいたします。

22節償還金利子及び割引料において、令和2年度養育医療費国庫負担金について、精算による返還金が必要となることから8万9千円を追加、27節繰出金は、各特別会計の事業予算見込額により、国民健康保険特別会計繰出金296万8千円、後期高齢者医療特別会計繰出金74万7千円をそれぞれ減額するものでございます。5目環境衛生費及び6目墓地葬斎場費は、執行見込額による減額でございます。

23ページをお願いいたします。

7目新型コロナウイルス感染症対策費12節委託料は、第5弾となる町内経済活性化事業業務委託料として2,415万円を追加、14節工事請負費は、町民プールのトイレ改修、公営住宅集会場及びふれあいセンターの自動水栓取替えを行うこととして216万3千円を追加計上、17節備品購入費は、空気清浄加湿器を購入することとして42万6千円を追加。いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとし、翌年度に予算を繰り越し、事業の執行を行うものでございます。18節負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金は、執行見込額の精査による減額で、保健衛生費計

で1,168万8千円減額計上するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項1目農業委員会費から次のページ、4目畜産振興費まで執行見込額確定によりそれぞれ減額、5目農業農村基盤整備推進費18節負担金補助及び交付金で、農業競争力基盤強化特別対策事業負担金は、道営農地整備事業（網走南部東第2地区）の事業量の増に伴い80万6千円の増額計上、農業費計で2,869万3千円減額計上とするものでございます。

6目活性化センター費は、執行見込み額確定により合計で86万2千円減額。

次のページになります。2項2目林業振興費は、7節報償費でエゾシカの駆除頭数の増加による有害鳥獣捕獲奨励報償費37万2千円を追加計上するほか、執行見込額確定による減額、3目町有林費におきましても確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、林業費計で922万1千円を減額計上するものです。

3項1目水産振興費は、確定見込みにより8万8千円を減額計上。

26ページになります。主要政策調は25ページでございます。

7款商工費1項3目観光振興費は、それぞれ確定見込みによる執行残を減額計上、商工費計で508万円を減額計上するものです。

次に、8款土木費につきましては、確定見込みによる執行残を減額計上、道路橋梁費計2,703万3千円を減額計上するものです。

次の9款消防費につきましても、執行残の減額計上を行うものでございます。

28ページ、主要施策調は27ページになります。

10款教育費1項1目教育委員会費及び4目高等学校教育振興費は、いずれも執行見込額確定によるもので、教育総務費計で259万円減額計上、2項小学校費及び3項中学校費それぞれの1目学校管理費に計上した10節需用費、12節委託料、17節備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対応として措置された学校保健特別対策事業費補助金を活用する学校保健特別対策事業として小学校費、中学校費にそれぞれ追加、翌年度へ繰越しを行うものでございます。その他執行見込みによる減額を計上し、2項小学校費計で29万3千円の追加計上、3項中学校費計で53万円減額計上するものでございます。5項2目社会教育振興費及び3目社会教育施設費におきましても執行見込額の減によるもので、社会教育費計で132万4千円減額計上。

次のページになります。6項2目体育施設費も同様に執行残を減額、保健体育費計で197万6千円を減額計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、10ページにお戻りください。

10款地方交付税1項1目地方交付税は、財源調整分といたしまして普通交付税1億6,321万9千円を追加。

12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金は、利用実績に伴い、生きがい活動支援通所事業の利用負担金4万9千円減額。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金で、障害者自立支援医療費負担金など実績結果による国庫負担金344万8千円減額、2目衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定により61万8千円減額、国庫負担金合わせまして406万6千円減額計上するものです。

次のページになります。2項1目総務費国庫補助金は、事業費を追加した住民記録システム改修事業に係る国庫補助といたしまして、社会保障税番号システム整備費補助金223万3千円を追加計上。2目民生費国庫補助金は、交付対象経費確定により地域生活支援事業費補助金から子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金までそれぞれ減額計上、保育士等处遇改善臨時交付金として79万2千円を追加、差引き467万7千円減額計上するものです。

3目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金など事業実績に伴う減額のほか、新型コロナウイルス感染症対策費に係る財源措置といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,667万1千円を追加、差引き2,513万6千円増額計上するものでございます。

6目土木費国庫補助金は、交付金の対象事業である橋梁長寿命化工事などの事業費確定に伴い、道路メンテナンス補助金951万2千円を追加、差引き913万1千円追加計上。

7目教育費国庫補助金は、交付対象経費確定により特別支援教育就学奨励費補助金10万9千円を減額、

小中学校感染症対策として実施する事業に係る学校保健特別対策事業費補助金70万円を追加、差引き59万1千円を追加計上するものでございます。

3項1目総務費国庫委託金は、交付対象経費確定により衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費交付金129万9千円を減額計上。

次のページになります。

15款道支出金1項道負担金は、国庫負担金と同様に事業実績に伴う減額を計上、道負担金合わせまして328万7千円減額計上するものです。

2項道補助金は、1目総務費道補助金から4目農林水産業費道補助金まで、各補助金ともに事業実績及び交付対象経費確定による増減額を計上、道補助金計2,160万4千円減額計上するものでございます。

16款財産収入1項1目財産貸付収入は、町職員の職員住宅への入居実績に伴い、15万8千円を減額計上。

次に、17款寄附金は、総務費寄附金で1件の指定寄附300万円を追加、ふるさと納税寄附金は、これまでの実績から推計し3千万円を追加、寄附金合わせまして3,300万円追加計上するものでございます。

次のページになります。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、令和3年度当初予算編成において見込まれた財源不足の補填分として予算計上しておりましたが、決算見込みの推計によって財源の確保が見込まれることから9千万円を減額計上、4目農畜産振興基金繰入金は、道当地域用水環境整備事業の本年度事業費減額に伴い244万2千円減額計上、5目公共施設整備基金繰入金は、防災拠点型複合庁舎整備事業に係る温泉掘削業務等の事業費確定に伴い830万円減額、6目林業振興基金繰入金は、本年度事業費の減額により197万2千円を減額、基金繰入金合わせまして1億271万4千円減額計上するものです。

2項1目介護保険特別会計繰入金は、介護予防支援事業の余剰見込分として52万5千円追加計上するものです。

20款諸収入3項5目スポーツ振興くじ助成金は、サッカーコート整備に係る助成額の確定に伴う600万円の減額、4項1目雑入は、実績に基づき減額、雑入合わせまして、100万2千円減額計上するものでございます。

21款町債は、第3表地方債補正で御説明したとおり、事業費の確定に伴う減額でありまして、町債計2,870万円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）次に、斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）続きまして、議案第18号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の37ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,661万3千円を減額し、予算の総額を7億8,131万1千円とするものでございます。

43ページをお開き願います。

まず、歳出予算の補正ですが、1款総務費は、執行残によりまして3項運営協議会費を減額計上するものです。

2款1項保険給付費は、1目療養費、2目高額療養費について、被保険者数の減少及び新型コロナウイルスによる受診控えもあり、保険給付費に減少の傾向が見られ、執行見込額の精査によりまして、合わせて8,776万6千円減額計上するものです。

6款保健事業費は、2項保健事業費で執行見込額の精査により、旅費、医療分析等委託料を減額し、負担金補助及び交付金におきまして、一般被保険者予防接種事業負担金としまして、道の特別調整交付金の交付対象となるインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種費用を特別会計で負担するため、151万6千円を追加、差引き合計117万3千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして40ページをお開きください。

1 款 1 項国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、各区分ごとの保険料の最終調定見込額から推計し、総額で6 2 8 万円減額計上するものです。

2 款 1 項道補助金は、歳出で御説明申し上げました保険給付費の減額によりまして、保険給付費等交付金普通交付金を減額、特別交付金は歳出で減額します医療分析業務の事業費精査により2 7 万 8 千円減額に、インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種費用の財源として5 7 万 8 千円を追加、差引き3 0 万円と合わせまして8, 7 4 6 万 6 千円減額計上するものです。

次のページ、4 款 1 項一般会計繰入金は、人件費の減額相当分1 万 2 千円減額に、保険料の軽減措置対策として国及び道からの保険者支援分、保険料軽減分負担金の交付の決定によりまして、保険基盤安定分3 0 0 万 2 千円減額、そのほか特別調整交付金対象となる予防接種費用の追加のほか、事務費等の執行見込みによる物件費分、財政安定化支援事業分を合わせて、差引き2 9 6 万 8 千円を減額計上するものです。

5 款繰越金は、財源調整分としまして1, 0 1 0 万 1 千円追加計上するものです。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第1 9 号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について御説明申し上げます。補正予算書の4 7 ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2 4 0 万 3 千円を減額し、予算の総額を9, 5 3 4 万 3 千円とするものでございます。

5 2 ページをお開きください。

歳出予算の補正ですが、1 款 1 項総務管理費は、執行残によりまして8 節旅費を4 万 5 千円減額計上するものです。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの額の確定通知によります事務費負担金3 8 万 3 千円減額と、保険料調定見込額の精査及び保険基盤安定負担金の確定によります保険料等負担金1 9 7 万 5 千円減額を合わせました総額2 3 5 万 8 千円を減額計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして5 0 ページをお開きください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、調定見込額から現年度分と滞納繰越分を合わせて1 6 5 万 6 千円減額、2 款 1 項一般会計繰入金は、歳出で申し上げました事務費及び保険基盤安定負担金の確定による精査をし、総額7 4 万 7 千円を減額計上するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2 0 号介護保険特別会計補正予算（第3 号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の5 4 ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ保険事業勘定において3, 0 7 3 万 8 千円を減額、サービス事業勘定において9 万 6 千円を減額し、予算の総額を保険事業勘定5 億5, 7 3 5 万 1 千円、サービス事業勘定2, 1 2 3 万 6 千円とするものでございます。

6 6 ページをお開きください。

初めに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1 款 1 項総務管理費は執行見込みによりまして、8 節旅費を1 1 万 6 千円減額、2 項認定調査費は、同じく執行見込み額精査によりまして役務費を4 7 万 7 千円減額計上するものです。

次に、2 款 1 項介護サービス等諸費は、居宅介護から次のページの高額介護サービス等費まで、それぞれ今後のサービス利用量見込みの推計によりまして、総額2, 5 5 0 万円減額計上するものです。

3 款 1 項地域支援事業費につきましても、執行見込み精査によりまして、1 目一般介護予防事業費8 節旅費から3 目任意事業費1 9 節扶助費までそれぞれ減額。

6 8 ページ4 目介護予防・生活支援サービス事業費は、利用実績に基づき利用量見込みを精査いたしまして、1 2 節で介護保険給付の対象とならない要支援者等の総合事業に係る通所型サービス事業委託料、1 8 節で介護予防・生活支援サービス費に係る事業費負担金を減額、地域支援事業費総額で4 6 4 万 5 千円を減額計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして6 2 ページをお開きください。

1 款介護保険料は、調定額及び収入見込額によりの7 5 万円追加。

2款国庫支出金から次のページ、4款支払基金交付金につきましては、各介護サービス等保険給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担金、交付金を減額計上するものです。

64ページになります。

6款1項一般会計繰入金は、各サービス給付費や事業等の執行見込額減額に基づき、それぞれ町が負担する割合に応じ減額し、合計で433万円減額。

7款繰越金は、前年度繰越金を財源調整として保険給付費分、地域支援事業費分、合わせて775万9千円減額計上するものです。

続きまして、73ページをお開きください。

サービス事業勘定の歳出予算ですが、1款1項1目居宅介護支援事業費8節旅費から2目介護予防支援事業費13節使用料及び賃借料まで、執行見込みによる減額。

27節繰出金は、介護予防サービス計画費収入の増による収支黒字額分の一般会計への繰出金として52万5千円追加計上するものです。

戻りまして、71ページ、歳入予算の補正ですが、1款サービス収入は、各サービス事業の利用見込みの推計により、1項1目居宅介護サービス計画費収入で35万円減額、2項1目介護予防サービス計画費収入で5万4千円追加計上するものです。

2款1項一般会計繰入金は、居宅介護支援事業費分の執行見込みにより、20万円追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に、西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）続きまして、議案第21号、令和3年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の75ページをお開き願います。

第1条の業務の予定量の補正でございますが、主要建設改良事業の事業費確定に伴い、配水管本管バイパス管布設工事を11万2千円減額し、198万円とし、11線道路配水本管移設工事を39万8千円減額し、85万6千9千円とするものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正でございますが、収益的支出において、執行見込額精査により353万3千円を減額し、予算の総額を1億9,455万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条の資本的収入の及び支出の補正でございますが、資本的収入は11線道路配水本管移設工事による工事負担金83万7千円を増額し、予算の総額を599万8千円とし、資本的支出は、2件の主要建設改良工事請負費51万円の減額と、利率の変更に伴う企業債償還金2千円の増額を合わせました50万8千円を減額し、予算の総額を6,592万1千円とするものでございます。

このことに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「6,126万8千円」を「5,992万3千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「53万6千円」を「41万3千円」に、当年度繰越余剰金処分額「712万9千円」を「590万7千円」に改めるものでございます。

78ページから87ページの補正予算に関する資料は後ほど御確認をお願いいたします。

続きまして、議案第22号令和3年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の90ページをお開き願います。

第1条の収益的収入及び支出の補正でございますが、収益的収支において、執行見込精査により158万5千円減額し、予算の総額を1億7,210万2千円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条の資本的収入及び支出の補正でございますが、財源不足を繰越余剰金で補填することとし、資本的収入・基金繰入金を500万円減額し、予算の総額を0円とし、このことに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,544万8千円」を「6,044万

8千円」に、当年度繰越余剰金処分額「1,422万円」を、「1,922万円」に改めるものでございます。

93ページから102ページの補正予算に関する資料は、後ほど御確認をお願いいたします。

以上で、簡易水道事業会計及び農業集落排水事業会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第17号、令和3年度小清水町一般会計補正予算（第9号）について質疑を受けます。

8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。議案書20ページです。高齢者タクシー利用給付金100万円減額の理由を教えてください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）タクシー利用料減額の関係でございませうけれども、主要施策調の4ページ御覧いただきたいかと思っております。

当初926万6千円ほど、利用者について600名実人数での話でございませうけれども、予算を見込んでおりましたけれども、1月末現在の利用者数、精査したところ、実利用者536名、タクシー券の枚数でいきますと、延べ5,325枚ということで、額にいたしまして598万9千円、約600万円ほどの利用実績が見られました。

その上で、あと2月、3月、3月まだ残りございませうので、それを踏まえて100万円程度減額したところでございませう。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。利用の数字とかは分かるんですけど、希望の数字とかいうのは出しているんでしょうか。何を言いたいかというのと、使いたいけど使えない、券をもらったけど、これ以上、本当は乗りたいたくはないかというのを調べたりとかはしているんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）利用枚数、現状、年間で24往復分、透析の患者については、48往復分ということで配布しておりますけれども、それについて、年度の途中で相談等を受ける機会もあるんですけども、その件数は極めて今のところ少なく、現状はその配布された枚数の中で、年間計画的に御利用なされているのかなというふうに認識をしております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○8番（更科浩司君）はい、いいです。

○議長（坂田秀昭君）ほかに、ございませうか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第17号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和3年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。
議案第18号を採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和3年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第3号)について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第20号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和3年度小清水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第21号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和3年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第22号を採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第22号、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（坂田秀昭君）日程第26、議案第29号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）ただいま上程されました議案第29号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更について御説明申し上げます。

議案書61ページになります。

現在、国営土地改良事業等により整備されました緑ダム、清泉頭工等基幹水利施設につきましては、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、網走市、斜里町、清里町、大空町より管理事業を受託し、北海道に対する補助金等の事務につきまして、本町が代表して申請、受領を行っております。

今後、実施することとなる基幹水利施設等の長寿命化・防災減災を含める水利施設等保全高度化事業などの実施の際、各種補助事業の活用が想定されますことから、北海道からの御助言もいただきまして、平成20年に決めました1市3町との事務委託の規約につきまして、変更し、事業実施に向けて事前に備えておくというものでございます。

本規約の変更につきましては、地方自治法第252条の14第3項で準用規定されております同法252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の内容でございます。第1条中「土地改良事業」を「土地改良事業等」に、「基幹水利施設管理事業」を「基幹水利施設管理事業等」に変更するもので、現在の基幹水利施設管理事業に限定された取扱事務から、広く補助事業の活用を図るための変更でございます。

施行期日は、令和4年7月1日からとしており、1市4町の議会にて御承認をいただいた後、各市町で公告を行い、北海道知事に届出をすることとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第29号を採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長（坂田秀昭君）日程第27、議案第30号、網走市との定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました議案第30号、網走市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について御説明申し上げます。

議案書62ページをお願いいたします。

初めに、協定書締結に係る法令等の根拠についてであります。定住自立圏構想推進要綱の規定により定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った一つの中心市とその周辺にある一つの市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、連携する具体的事項等を規定した協定を締結するものでありまして、網走市との協定締結に当たり、小清水町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

協定の内容についてであります。別紙協定書（案）を御覧いただきたいと存じます。

第1条は目的について、第2条は基本方針、第3条は連携する取組及び役割分担として3つの政策分野を定め、分野ごとに連携する取組内容及び役割については、別紙にて定める規定となります。

第4条は、事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担、第5条から第7条は協定の変更、廃止及び疑義の解決について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第30号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

○議長（坂田秀昭君）日程第28、議案第31号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第31号、オホーツク町村公平委員会規約の変更について御説明申し上げます。

議案書63ページ及び別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

このたびの変更につきましては、オホーツク町村公平委員会の経費負担に係る規定について、原則、関係町村等が分担の上、共同設置団体長である大空町の予算から支出することとしておりますが、特定の町村のみに係る事務などに要する臨時的経費については、当該町村等の負担とすることとし、第6条のただし書きのとおり所要の改正を行うものでございます。

この規約の施行は、令和4年4月1日からとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第31号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第29、同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会は、昭和42年に網走支庁管内町村公平委員会として設置され、現在、13か町村及び4つの一部事務組合をもって構成されており、公平委員の定数は3名で任期は4年と定められております。

このうち、現委員であります奥谷公敏氏は、平成22年4月に就任して以来、3期12年にわたり重責を果たされてきたところでありますが、本年3月31日付で任期満了となるところでございます。

このことに伴いまして、後任の委員として、紋別郡興部町字興部218番地の3、五島巧氏を選任申し上げたいと存じまして、本案を提案した次第でございます。

五島巧氏は、興部町職員として長年勤務をされ、平成23年6月に副町長に選任され、令和元年6月に任期満了をもって副町長を退任されております。

経歴等につきましては、お手元の資料のとおりでございまして、詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じますが、円満な人柄と豊富な経験を持った方でございまして、公平委員の候補者として、関係町村長の協議が整いましたので御案内申し上げた次第でございます。

原案のとおり、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第1号、本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定いたしました。

◎議案第23号 乃至 議案第28号

○議長（坂田秀昭君）日程第30、議案第23号ないし日程第35、議案第28号令和4年度小清水町一

般会計予算について、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、令和4年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、令和4年度小清水町介護保険特別会計予算について、令和4年度小清水町簡易水道事業会計予算について、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より町政執行方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、併せて、各会計予算案の提案説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）本日ここに、令和4年第2回小清水町議会定例会が開催され、令和4年度各会計予算案をはじめ、各般にわたる重要な案件につきましての御審議をいただくに当たりまして、町政運営に取り組む私の所信と施策の大綱を御説明申し上げ、町議会議員の皆様をはじめ、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

（町政執行方針・記載省略）

○町長（久保弘志君）引き続き、議案第23号ないし議案28号令和4年度小清水町各会計予算案について御説明申し上げます。

令和4年度各会計予算案は、普通会計で一般会計73億7,900万円、国民健康保険特別会計8億6,753万8千円、後期高齢者医療特別会計9,647万3千円、介護保険特別会計5億8,380万5千円、合計で89億2,681万6千円、公営企業会計では、簡易水道事業会計、収入合計2億899万6千円、支出合計2億6,803万5千円、農業集落排水事業会計、収入合計2億100万2千円、支出合計2億4,039万5千円と策定した次第であります。

以下、主要事項を中心として予算案の大要については副町長から説明申し上げますが、何とぞ御審議を賜りまして、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後とも町政の推進に当たりまして、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時55分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。引き続き副町長のほうから提案説明をお願いいたします。

○副町長（鈴木祐之君）それでは、私のほうより各会計予算案の特に説明を要する主要事業を中心に説明をさせていただきます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）ここで暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時33分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

引き続き、各会計の提案説明を鈴木副町長のほうからお願いいたします。

○副町長（鈴木祐之君）それでは、引き続き御説明申し上げます。まず、労働関係費は省略させていただきます。農林水産業費関係から始めさせていただきます。

(各会計予算提案大要説明・記載省略)

○副町長（鈴木祐之君）以上をもちまして、令和4年度各会計予算案の説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

お諮りいたします。

明日は議案調査のため休会にしたいと思います。したがって、明後日、午前9時30分より本会議を開きたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上、本日はこれで延会といたします。

(午後3時07分)